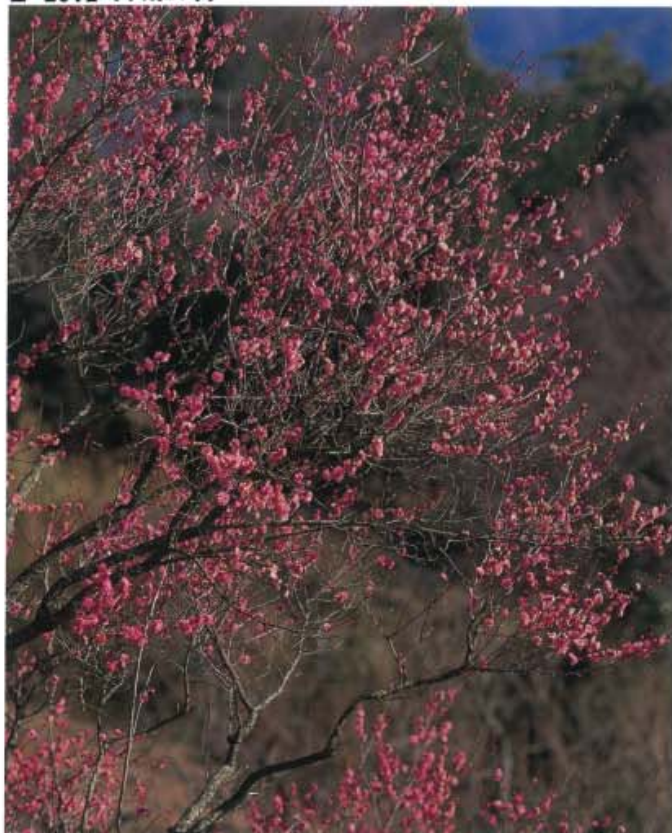




紅梅

吉田 経理だより

編集 発行人

吉田 敏由紀

〒955-0055
三条市塚野目4-15-28
TEL 0256 (32) 5002
FAX 0256 (33) 0296

2月 (如月) FEBRUARY
11日・建国記念の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	1	15
木	2	16
金	3	17
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

2月の税務と労務

国 税/平成23年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日 (還付申告は申告期間前でも受け付けられます)	国 税/6月決算法人の中間申告 2月29日
国 税/贈与税の申告 2月1日～3月15日	国 税/3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月29日
国 税/1月分源泉所得税の納付 2月10日	国 税/決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月29日
国 税/12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月29日	地方税/固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント くるみん税制

子育て支援企業に対する税制優遇制度。育児休業を取得しやすくする等により、一定期間内に次世代育成支援策推進法に基づく認定を受けた企業は、取得・新築・増改築をした建物について、普通償却限度額の32%の割増償却ができます。認定マークの愛称が、「くるみん」であることから、こう呼ばれています。

復興増税

1 復興増税とは

復興増税とは、東日本大震災の復興の財源に充てるための法人税や所得税などの臨時の増税です。

増税規模は総額約10.5兆円で、増収分は新設する特別会計で管理されます。

2 法人税に関する内容

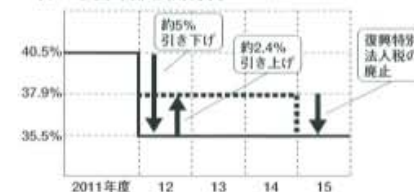
法人税に関しては、2012 (平成24) 年度から国税と地方税を合わせた法人実効税率を約5%下げたうえで、「復興特別法人税」として法人税額の10%を3年間、法人税に上乗せします。

したがって、復興特別法人税が廃止される3年後に、満額の減税が実現されることとなります。

この関係を図で示すと次のようになります。なお、この図では、分かりやすいように2011年度の実効税率を40.5%と仮定し

ています。

●イメージ図 (法人実効税率)



3 所得税、地方税に関する内容

所得税では、2013年1月から25年間、所得額の2.1%を「復興特別所得税」として上乗せします。

地方税では、所得にかかわらず負担する均等割分を2014年6月から10年間にわたり年1000円引き上げます。

これとあわせて退職所得に係る税金を10%控除する地方独自の減税を2013年1月から廃止します。

譲渡所得、土地等の取得費が分からないとき

土地や建物の譲渡所得の金額は、それらを売った金額から取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。

土地の取得費は、買い入れたときの購入代金や購入手数料などの合計額となり、建物の取得費は、購入代金などの合計額から減価償却費相当額を差し引いた額となります。

しかし、その土地や建物を購入した時期がかなり前のことであったり、先祖伝来のものであったりして、取得費がわからないときには、取得費の額を売った金額の5%相当額とすることができます。

また、取得費が把握できる場合でも、実際の取得費が売った金額の5%相当額を下回るときは、取得費の額をその売った金額の5%相当額とすることができます。

遺産総額から控除できる葬式費用

- (1) 葬式や葬送などを行うとき、費用には、次のようなものがあります。
- (2) 葬式や葬送などを行うとき、骨をそれ以前に火葬や埋葬、納骨をするために生じた費用 (葬式などの前後にかかった費用で通常葬式などにかかった費用 (お通夜など) にかかった費用など) 葬式に当たりお寺などに対する費用 (読経料など) のお礼をした費用 (一方、次のような費用は、遺産総額から差し引くことはできません。)
- (3) 香典返しにかかった費用 (墓石や墓地の買入れのための費用や、墓地を借りるためにかかった費用 (初七日や法事など) にかかった費用)

